

◆代理人等連絡先

住所

氏名

電話番号

Email

(注意)

- 1 景観法第16条第2項(景観計画区域内行為の変更届出)は、当該行為に着手する日の**30日前**までに提出してください。
- 2 各変更届出書の提出部数は、2部(正1部、副1部)。ただし、景観法第16条第2項(景観計画区域内行為の変更届出)にあつては、宝塚市都市景観条例第17条第4項(一定規模以上開発等の変更届出)又は(景観計画特定地区内行為の変更届出)に添付した書類と兼ねることができる。
- 3 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 該当する届出項目に「レ」を記載すること。
- 5 行為の種類については、該当する全ての行為に「レ」を記載すること。
- 6 地域・地区の名称については、景観計画において定められた地域名を記載すること。景観計画特定地区の区域内にあつては、景観計画で定められた地域名に加え、景観計画特定地区の地区名を記載すること。
- 7 設計又は施行方法については、景観計画又は景観計画特定地区において定められている基準に照らして、必要な事項のみ記載すること。
- 8 同一の土地について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。